佐賀県規則第19号

佐賀県難病相談支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県難病相談支援センター条例施行規則（平成16年佐賀県規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（開所時間） **第５条**　略	（開所時間） **第５条**　略 （使用の制限） **第６条**　管理の基準のうち指定管理者がセンターの施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。 (1)　センターの設置の目的に反する使用をするおそれがある場合 (2)　センター内の秩序を乱すおそれがある場合 (3)　センターの施設又は設備を毀損するおそれがある場合 (4)　集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合 (5)　その他管理上必要があると認める場合 ２　管理の基準のうち指定管理者がセンターの施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。 (1)　使用許可申請書の内容に偽りがあった場合 (2)　使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合 (3)　その他指定管理者の指示に従わない場合 ３　指定管理者は、第１項第５号の規定によりセンターの施設の使用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。
（事業報告書の提出）	（事業報告書の提出）

改正前	改正後
第６条　略	第７条　略

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。